平成２１年（フ）第１４２７号
堺市北区南長尾町３丁１番９―279号
債務者　池端　清子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６２５号
大阪府藤井寺市小山藤美町11番１―810号、前住所大阪府松原市田井城２丁目２番２―1014号
債務者　アトリエアルノこと　石田　洋治
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７１４号
新潟市東区太平１丁目12番地６　メゾンファルビス２Ｂ
債務者　小柳かおる
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１８号
新潟市中央区下所島２丁目14番13号　ハイツ山二Ａ201号
債務者　奥野ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２０号
新潟市東区新石山３丁目５番地18
債務者　石黒　久義
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２１号
新潟市東区新石山３丁目５番地18
債務者　石黒キヨ子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７２５号
新潟県新潟市西区西小針台２丁目10番12号　コスモ西小針台208号、前住所新潟県新潟市中央区米山４丁目10番11号　カタダガーデンハイツ201号
債務者　持田　清隆
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９６５号
大阪府岸和田市下野町４丁目４番１号
債務者　西村　弘美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１０５号
大阪府岸和田市大町１丁目９番16号
債務者　川嵜　夕夏（旧姓畑森）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３４号
大阪府泉南郡熊取町大久保南４丁目23番13号
債務者　夜明　紀幸
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１４２号
大阪府岸和田市下野町２丁目11番３―302号
債務者　大西　和美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１５１号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目６番５―402号
債務者　角　　孝博
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１５２号
大阪府泉大津市東豊中町２丁目６番５―402号
債務者　角　　妙子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１５６号
大阪府泉大津市寿町２番38―305号
債務者　志村源太郎
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１６７号
大阪府岸和田市藤井町１丁目13番20―405号
債務者　西川　尚美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７７号
大阪府和泉市観音寺町595番地の１リージェンツ・パーク503
債務者　荒木　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１８１号
大阪府阪南市尾崎町８丁目６番１号
債務者　丹羽　美穂（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係